

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

| ◇ 条 例 | ページ |
|--|---------|
| ○ 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【総務企画局人事部給与課】 | 3 2 8 9 |
| ○ 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例【総務企画局人事部給与課】 | 3 2 9 0 |
| ○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 | 3 2 9 3 |
| ○ 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課】 | 3 2 9 5 |
| ○ 北九州市消費生活条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 | 3 2 9 6 |
| ○ 北九州市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課】 | 3 2 9 7 |
| ○ 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課】 | 3 2 9 8 |
| ○ 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課】 | 3 3 1 3 |
| ○ 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 | 3 3 1 4 |
| ○ 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 | 3 3 2 2 |
| ○ 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 | 3 3 4 4 |
| ○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 | 3 3 6 8 |
| ○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部予防課】 | 3 3 7 1 |
| ◇ 規 則 | |
| ○ 北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課】 | 3 3 7 4 |

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

給与から特約保証料等を控除することができる団体信用生命保険事業の実施機関を、北九州市職員共済組合から全国市町村職員共済組合連合会に変更することにしました。

この条例は、平成26年12月1日から施行することにしました。

◇市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 北九州市特別職議員報酬等審議会の答申を尊重し、市長及び副市長の給料の額を改めるとともに、常勤の監査委員及び教育委員会教育長の給料の額を改めることにしました。
- 2 北九州市特別職議員報酬等審議会の答申を尊重し、市長及び副市長の退職手当の支給割合を改めるとともに、常勤の監査委員及び教育委員会教育長の退職手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 特別職の職員で非常勤のもの報酬の額を改めることにしました。

この条例は、1については平成26年11月1日から、2については平成26年10月7日から、3については平成27年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

薬事法等の一部改正に伴い、条例において引用する薬事法の題名等を改めることにしました。

この条例は、平成26年11月25日から施行することにしました。

◇北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

- 1 球技場を次のとおり新設することにしました。

| | |
|----|-----------------|
| 名称 | 北九州スタジアム |
| 位置 | 北九州市小倉北区浅野三丁目9番 |

- 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき北九州スタジアムの整備等を行う民間事業者を、当該施設の指定管理者として指定する特例を設けることにしました。

この条例は、1については規則で定める日から、2については平成26年10月7日から施行することにしました。

◇北九州市消費生活条例の一部を改正する条例

薬事法の一部改正に伴い、北九州市消費生活条例の一部を次のとおり改正することにしました。

- 1 条例において引用する薬事法の題名を改めることにしました。
- 2 再生医療等製品については、消費者の安全確保のために講じる措置等の適用除外とすることにしました。

この条例は、平成26年11月25日から施行することにしました。

◇北九州市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

北九州市子ども・子育て会議に、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議をさせることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定めることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例

子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料を定めることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めることにしました。

対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業です。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の設備及び運営の基準を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

1 消防長は、多数の者の集合する催しのうち、大規模なもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを指定催しとして指定することにしました。

2 指定催しの主催者は、防火担当者を定め、指定催しを開催する日の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を所轄消防署長に提出しなければならないことにしました。

3 火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務違反に対して30万円以下の罰金を科することにしました。

4 規則で定める防火対象物について、消防用設備等の不備がある場合には、その旨を公表することができることにしました。

この条例は、1から3までについては平成26年10月7日から、4については平成27年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州スタジアムについて、当該施設の整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定しようとするときは、施設の概要等の事前の公表の手続を行わないことにしました。

この規則は、平成26年10月7日から施行することにしました。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第44号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「北九州市職員共済組合」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改め、「特約保証料」の次に「及び保険料」を加える。

付 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第45号

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--------------|--------------|-----------|---|--|--------------|-----------|-----------|---|
| 「 | <table border="1"><tr><td>1, 340, 000円</td></tr><tr><td>1, 060, 000円</td></tr><tr><td>640, 000円</td></tr></table> | 1, 340, 000円 | 1, 060, 000円 | 640, 000円 | を | <table border="1"><tr><td>1, 230, 000円</td></tr><tr><td>980, 000円</td></tr><tr><td>590, 000円</td></tr></table> | 1, 230, 000円 | 980, 000円 | 590, 000円 | 」 |
| 1, 340, 000円 | | | | | | | | | | |
| 1, 060, 000円 | | | | | | | | | | |
| 640, 000円 | | | | | | | | | | |
| 1, 230, 000円 | | | | | | | | | | |
| 980, 000円 | | | | | | | | | | |
| 590, 000円 | | | | | | | | | | |

改める。

(市長等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の退職手当に関する条例(昭和55年北九州市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の60」を「100分の45」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の34」に改め、同項第3号中「100分の21」を「100分の16」に改める。

(北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和38年北九州市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条中「70万円」を「65万円」に改める。

第5条第2項中「100分の27」を「100分の21」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|----|-----------|----|-----------|----|-----------|---|--|----|-----------|----|-----------|----|-----------|---|
| 「 | <table border="1"><tr><td>月額</td><td>336, 000円</td></tr><tr><td>月額</td><td>298, 000円</td></tr><tr><td>月額</td><td>252, 000円</td></tr></table> | 月額 | 336, 000円 | 月額 | 298, 000円 | 月額 | 252, 000円 | を | <table border="1"><tr><td>月額</td><td>309, 000円</td></tr><tr><td>月額</td><td>274, 000円</td></tr><tr><td>月額</td><td>232, 000円</td></tr></table> | 月額 | 309, 000円 | 月額 | 274, 000円 | 月額 | 232, 000円 | 」 |
| 月額 | 336, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額 | 298, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額 | 252, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額 | 309, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額 | 274, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額 | 232, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----|----------|
| 月額 | 212,000円 |
| 月額 | 138,000円 |
| 月額 | 114,000円 |
| 日額 | 8,100円 |
| 月額 | 336,000円 |
| 月額 | 102,000円 |
| 月額 | 336,000円 |
| 月額 | 298,000円 |
| 月額 | 76,000円 |
| 月額 | 64,000円 |
| 月額 | 64,000円 |
| 月額 | 54,000円 |
| 日額 | 13,700円 |
| 日額 | 12,400円 |

を

| | |
|----|----------|
| 月額 | 195,000円 |
| 月額 | 127,000円 |
| 月額 | 105,000円 |
| 日額 | 7,500円 |
| 月額 | 309,000円 |
| 月額 | 94,000円 |
| 月額 | 309,000円 |
| 月額 | 274,000円 |
| 月額 | 70,000円 |
| 月額 | 59,000円 |
| 月額 | 59,000円 |
| 月額 | 50,000円 |
| 日額 | 12,600円 |
| 日額 | 11,400円 |

に

改め、同表の附属機関の構成員その他非常勤職員の項中「1,340,000円以内」を「1,230,000円以内」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第3条中北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条の改正規定は公布の日から、第4条の規定は平成27年4月1日から施行する。
(平成26年11月1日から平成27年3月31日までの間における市長等の給与の特例)
- 2 市長、副市長及び常勤の監査委員の平成26年11月1日から平成27年3月31日までの各月分の給料及び地域手当の額については、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例別表に規定するそれぞれの給料月額を基礎として市長等の給与の特例に関する条例(平成25年北九州市条例第4号)第1条第1項の規定を適用して得た額とする。
- 3 平成26年12月1日を基準日(市長等の給与に関する条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)第24条第1項に規定する基準日をいう。)とする市長、副市長及び常勤の監査委員の期末手当の額については、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例別表に規定するそれぞれの給料月額を基礎として市

長等の給与の特例に関する条例第1条第2項の規定を適用して得た額とする。

(平成26年11月1日から平成27年3月31日までの間における教育委員会教育長の給与の特例)

- 4 教育委員会教育長の平成26年11月1日から平成27年3月31日までの各月分の給料及び地域手当の額については、第3条の規定による改正前の北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条に規定する給料月額を基礎として市長等の給与の特例に関する条例第2条第1項の規定を適用して得た額とする。
- 5 平成26年12月1日を基準日(北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例第24条第1項及び第25条第1項に規定する基準日をいう。)とする教育委員会教育長の期末手当及び勤勉手当の額については、第3条の規定による改正前の北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条に規定する給料月額を基礎として市長等の給与の特例に関する条例第2条第2項の規定を適用して得た額とする。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第46号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第30号中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同表第31号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表第32号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第3条第3号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第3条」に改め、同表第33号から同表第33号の6までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表中

| | | | | |
|---|--------------|---|--------------|---|
| 「 | (3) 3) の7 | 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | 1件につき11,000円 | を |
| | | | | |

| | | | | |
|---|--------------|---|---|---|
| 「 | (3) 3) の7 | 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | 1件につき11,000円 | に |
| | | (3) 3) の7 の2 | 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項に規定する薬局開設の許可証の書換え交付 | |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|-----------------|--|
| (3) 3) の7 の3 | 医薬品医療機器等 法施行令第1条の 6第1項に規定す る薬局開設の許可 証の再交付 | | 1件につき2, 900円 | |
|-----------------------|---|--|-----------------|--|

改め、同表第33号の8から第33号の11までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同表第33号の12及び第33号の13中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設又は」を削る。

付 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第47号

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（北九州スタジアムの管理に係る指定管理者の指定に関する特例）

- 5 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成26年北九州市条例第47号）による改正後の別表第1に規定する北九州スタジアムの管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第8条の規定にかかわらず、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第2項の規定に基づき北九州スタジアムの整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

別表第1の球技場の項中

| | | |
|-------------|--------------------|------------------|
| 北九州市立新門司球技場 | 北九州市門司区新門司北二丁目6番2号 | 」を に 」 |
| 北九州スタジアム | 北九州市小倉北区浅野三丁目9番 | |
| 北九州市立新門司球技場 | 北九州市門司区新門司北二丁目6番2号 | |

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第48号

北九州市消費生活条例の一部を改正する条例

北九州市消費生活条例（平成16年北九州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「医薬品」の次に「及び同条第9項に規定する再生医療等製品」を加える。

付 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

北九州市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第49号

北九州市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

北九州市子ども・子育て会議条例（平成25年北九州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の附属機関として北九州市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

第7条第4項中「第2項」を「第3項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。